

横浜市長選挙の選挙期日等について

令和8年8月28日に横浜市長山中竹春より市会議長に退職の申立てがあり、このことについて令和8年8月31日に市会議長から市選挙管理委員会委員長あて通知がありました。

本日開催の市選挙管理委員会において、横浜市長選挙の選挙期日等について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

- (1) 告示日 令和8年10月4日(日)
- (2) 投票日 令和8年10月18日(日)
- (3) 開票日 令和8年10月18日(日)
- (4) 立候補予定者説明会
 - ア 日時(予定) 令和8年9月12日(土) 13時30分から
 - イ 場所 横浜市会議事堂3階 多目的室

(参考)

市長選挙の執行理由

公職選挙法第111条第1項第4号の通知を受けたため。

<公職選挙法(抜粋)>

(地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等)

第34条 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙(第百十四条の規定による選挙を含む。)又は増員選挙若しくは第百十六条の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から五十日以内に行う。

(議員又は長の欠けた場合等の通知)

第111条 衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合又は地方公共団体の長が欠け若しくはその退職の申立てがあつた場合においては、次の区分により、その旨を通知しなければならない。

<中略>

四 地方公共団体の長については、その欠けた場合には欠けた日から五日以内にその職務を代理する者から、その退職の申立てがあつた場合には申立ての日から五日以内に地方公共団体の議会の議長から、当該都道府県又は市町村の選挙管理委員会に

(長が欠けた場合及び退職の申立てがあつた場合の選挙)

第114条 地方公共団体の長が欠けるに至り又はその退職の申立てがあつたことにつき、第百十一条第一項第四号の規定による通知を受けた場合において、第百十二条第六項から第八項までの規定により当選人を定めることができるときを除くほか、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を告示し、選挙を行わせなければならない。ただし、同一人に関し、第百九条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

お問合せ先

選挙課長 渡部 Tel 045-671-3333



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

